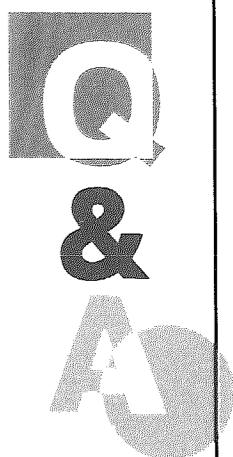


ココが知りたい

あなたの疑問に

お答えします

# 介護保険



平成12年4月にはじまる介護保険。介護サービスを希望する人の要介護認定も昨年10からスタートしており、順調に審査も進み、開始まであとわずかとなりました。そこで介護保険を正しく理解し、利用していくためにQ&Aでもう一度見てみましょう。



Q

■認定結果の有効期間、認定の更新・変更

一度うけた認定結果は一生有効なの?  
容態が悪化したときに  
変更できないのか?

A

認定結果の有効期間は原則6ヶ月です。引き続きサービスを利用する場合は更新の手続きが必要ですので、有効期間を経過する60日前から30日前までの間に市町村担当窓口に保険証を提出し、更新の手続きをしましょう。また、有効期間中でも、容態が悪化したようなときなど必要に応じて認定結果は変更されます。



Q

■特定疾病

保険料を納めるのに、  
65歳をすぎないとサービスがうけられないの?

A

いいえ。40歳~64歳の人（第2号被保険者）でも、老化とともになう特定疾病（下記参照）が原因で介護が必要となったときに、サービスをうけることができます。65歳以上の人（第1号被保険者）については、原因を問わず介護が必要なときにサービスをうけることができます。

ポイント

特定疾病とは

- ・次の15の疾病が定められています。
- |                          |                                |
|--------------------------|--------------------------------|
| ①初老期の痴呆                  | ⑨慢性閉塞性肺疾患                      |
| ②脳血管疾患                   | ⑩両側の膝関節または股関節に著しい変形をともなう変形性関節症 |
| ③筋萎縮性側索硬化症               | ⑪慢性関節リウマチ                      |
| ④パーキンソン病                 | ⑫後縦靭帯骨化症                       |
| ⑤脊髄小脳変性症                 | ⑬脊柱管狭窄症                        |
| ⑥シャイードレーガー症候群            | ⑭骨折をともなう骨粗鬆症                   |
| ⑦糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、糖尿病性神経障害 | ⑮早老症                           |
| ⑧閉塞性動脈硬化症                |                                |

Q

■転入・転出時の手続き

認定をうけている人が引っ越しをしたら、転入先でまた認定をうけなければならないの?

A

新たに申請をする必要はありませんが、手続きは必要です。要介護（要支援）認定をうけている（更新中も含む）人が引っ越しをする場合は、転出元の市町村に保険証を返却するとともに、転出時の要介護度等を記載した「受給資格証明書」の交付をうける必要があります。この「受給資格証明書」を添えて転入先の市町村に届け出れば、「受給資格証明書」に記載された事項にそって要介護（要支援）認定が行われます。

ポイント

届出が必要なとき

65歳以上の人（第1号被保険者）については、転入・転出時など次のようなとき、本人または世帯主による届出が必要となります。介護保険の保険証をもって14日以内に市町村担当窓口に届け出をしましょう。

- 他の市町村から転入したとき
- 他の市町村へ転出するとき
- 死亡したとき
- 保険証をなくしたり、よごして使えなくなったとき
- 氏名や世帯に変更があるとき
- 同じ市町村内で住所が変わったとき

Q

■介護保険創設のメリット

介護保険がはじまって、今までとどう変わるの?

A

高齢者の介護は、従来、市町村の判断でサービスの内容が決められていましたが、介護保険制度の開始により、サービスを利用する高齢者自身が、地域の事業者の中から自由にサービスの種類や内容を選択できるしくみに変わります。これからは、多様な民間事業者の参入が促され、うけられるサービスの種類が増えたり、事業者間の競争によって、サービスの質が向上したりするなどの効果が期待されています。また、介護支援専門員（ケアマネジャー）がサービスの相談にのり、利用者の希望をサービスの内容に反映してくれるようになりますので、安心してサービスをうけることができるようになります。